

（名称）

第1条 本団体は、「中部大学基礎スキー部」と称する。

（目的）

第2条 本団体は、基礎スキーを通じて部員間の絆を深め、一体感を持ったチームづくりを目指すとともに、技術の向上や精神的な成長を通じて、豊かな人間性を育むことを目的とする。

（活動）

第3条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第4条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 基礎スキー技術向上に関する活動
- (2) 基礎スキーおよび関連種目に関する大会等への参加
- (3) 基礎スキー技術の交流およびスキー文化の発展に関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第5条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第6条 本団体には、部長、副部長、渉外、会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

第7条 役員の任務及び権限を次のように定める。

(1) 部長はこの団体の最高位責任者であり、本団体の業務について管理総轄する。又、議会を招集する。

(2) 副部長は部長を補佐し、部長不在の場合にはその業務を代行しなければならない。又、副部長は下の任務を担う：

- ・ 団体運用資金の日常出納業務に関する監査
- ・ 合宿等の日程表、部員名簿を含む書類の作成

(3) 渉外は合宿、部内の行事の際に旅行会社、宿泊先等外部との連絡や交渉を行う。

(4) 会計は運用資金の管理及び出納業務を行い、出納帳簿の作成、決算に関する一切の業務を行う。

第8条 役員の選任・罷免について次のように定める

(1) 役員の選出は原則として前役員の指名をもって行う。なお、部員はその指名に対し不服がある場合は総部員数の3分の2以上の賛成をもって公選による選出を行うことができる。

(2) 役員の罷免は、第17条に示す議決規定を準用する。

(3) 任期中にある役員がその任を退く時は、第8条(1)の適用をもってすみやかに新役員を選出するものとする。

第9条 役員の任期は選任から当該年度の年度末までとする。

（顧問）

第10条 基礎スキー部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。また、顧問は役員に対し、招集及び助言の権限を有する。

（議会）

第11条 この団体の総会は、一年度内に2回、春季、冬季に行い、団体としての運営方針を定めるものとする。

第12条 役員会は第7条に定められた役員により構成される。役員会は、総会に諮る議題について審議する。

第13条 常会は、中部大学の定める休日及び休暇を除く、毎週水曜日に開かれるものとし、活動の詳細の決定及び所連絡を行う。

第14条 臨時総会の開催は、役員・顧問の要求によって決定される。この総会は、上記総会と同等の扱いとする。

第15条 議会の成立には総部員の3分の2以上の出席を要する。

第16条 出席員の過半数でこれを議決し、可否同数の時には部長の決するところにする。但し、規約改定案及び役員罷免に関しては次の第17条に示す規定を準用する。

第17条 本団体の規約に関することを改める際は総部員数の3分の2以上の賛成をもって可決する。

第18条 正当な理由として認められ総会を欠席する必要があるものは、事前に文書にて役員会に申し出なければならない。

（会計）

第19条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は春季総会にて定める。

第20条 その年度の部費は原則として、年度内に納入するものとする。

第21条 途中入部の者も年間会費を納めなければならないものとする。

第22条 部費はこの団体のために運用されなければならない。

第23条 予算は総会によって提出され、可決されたとき、資金配分がなされる。

第24条 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、総会にて、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第25条 会計報告に関する審査は、毎年冬季総会の報告後、部長を監査役として春季総会までの期間内に行われる。

第26条 臨時会計監査要求は、総会出席者の3分の1以上の賛成によって行われるが、この場合の監査役は総会において選定された者によって行われるものとする。

（入部及び退部）

第27条 入部希望者は、規約や規則等の説明を受け、役員の承認を必要とする。

第28条 退部を希望する部員は、役員にその旨を伝え、承認を得た後退部願を提出する。

第29条 第25条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認め

る。

第 30 条 退部金はこれを科してはならない。ただし、未納の部費がある場合はこれを納めなければ退部を認めない。

（規約の変更）

第 31 条 規約の変更は、役員会を経た後、第 17 条に則り部員の承認を得るものとする。

（事故防止の義務）

第 32 条 基礎スキー部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

（罰則等）

第 33 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。ただし、科料処分はこれをしてはならない。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 19 条に定める部費を納めなかったとき。（部費を徴収する場合の例）
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

（最高規約）

第 34 条 この規約はこの団体の最高規約であって、その規約に反する規則、命令、行為はその効力を有さない。

（補則）

第 35 条 この規約を施行するために必要な規則を制定することができる。

附 則

本規約は、1989 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。